

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

令和8年10月

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制担当参事官室

1. 改正の趣旨

リチウム蓄電池が廃棄物となったもの及びリチウム蓄電池を部品として使用する製品が廃棄物となったものに起因する火災が、廃棄物収集運搬車両や廃棄物処理施設において頻発していることを踏まえ、これらの収集、運搬、処分等の基準を設けるものである。

2. 改正の内容

(1) 一般廃棄物処理基準の強化（第3条関係）

リチウム蓄電池が一般廃棄物となったもの又はリチウム蓄電池を部品として使用する製品が一般廃棄物となったものについて、収集、運搬、処分等の基準を次のとおり定めることとする。

① 収集又は運搬を行う場合には、次によることとする。

イ 火災の発生又は延焼を防止するため、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分することその他火災の発生又は延焼を防止するための措置を講じて、収集し、又は運搬すること。

ロ みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。

② 積替えを行う場合には、①ロの規定の例によるほか、火災の発生又は延焼を防止するため、積替えの場所には、その他の物と混合するおそれのないように仕切りを設けることその他火災の発生又は延焼を防止するための措置を講ずることとする。

③ 保管を行う場合には、②の規定の例によるほか、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けることとする。

(2) 産業廃棄物処理基準の強化（第6条関係）

リチウム蓄電池が産業廃棄物となったもの又はリチウム蓄電池を部品として使用する製品が産業廃棄物となったものについて、(1)と同様の基準を定めることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

令和8年12月下旬 公布

令和9年4月1日 施行

※スケジュールは今後変更の可能性がございますので、あらかじめ御了承ください。